

第12期役員候補 募集のお知らせ

次期役員募集・推薦委員会

委員長：江崎保男会長

委員：近藤 徹元会長, 谷田一三元会長
辻本哲郎前会長

今年度は役員改選年にあたります。本委員会は、本年2月12日開催の第97回理事会で設置されたことを受け、4月2日に第1回委員会を開催し、以下の要領で次期役員候補の募集を行うことといたしました。

会員の皆様におかれましては、以下の要領に従い、候補者の届出をしていただくようお願いいたします。

なお、本委員会の規程（次期役員募集・推薦委員会規程）は、別添のとおりです。

【候補者届出を受け付ける役員】

会長(1名)、副会長(3名以内)、理事(15名以内)、監事(2名)

※役員選出に関連する学会規約第10, 11, 12, 14, 15条の規定をご確認ください。

なお、幹事長については、学会規約第13条第1項の規定により理事会において候補が推薦されます。

幹事については、理事会において選出されます。

【届出の方法】

- ・自薦・他薦を問いません。
- ・会長候補及び副会長候補については、それぞれの候補者名に正会員5名以上の推薦人の名簿を添えて届けてください。
- ・理事の候補者は、正会員であることが必要です。
- ・届出は、学会事務局において**郵送のみ**にて受け付けます。

応用生態工学会事務局 事務局長：青江 淳

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-7-5 麹町ロイヤルビル 405号室

TEL. 03-5216-8401 FAX. 03-5216-8520

【受付期間】

2019年6月1日から6月30日までの1ヶ月間

【届出の様式】

- ・別紙の所定様式を使用してください。
- ・別紙の所定様式は、学会ホームページからWord版、pdf版をダウンロードすることができます。

【今後の役員選出の流れ】

(1) 第2回次期役員募集・推薦委員会の開催

- ・候補者募集・受付期間の経過後（本年7月18日）に第2回委員会を開催し、候補者や推薦人名簿の確認などを行います。
- ・また、届出のあった候補者数を勘案して、学会規約第10条に定められている役員の人数の範囲内で候補者の推薦を行います。

(2) 候補者の周知

- ・本年8月上旬に、ニュースレター、ホームページ、会員メーリングリストにより第23回総会の開催案内とともに、次期役員の候補者を周知します。

(3) 総会での役員選出

- 会長、副会長、理事及び監事は、本年9月29日に開催予定の第23回総会において投票により選出されます。
- なお、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された次期役員候補者について投票し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

役員候補届出書

2019年6月 日

応用生態工学会

次期役員募集・推薦委員会委員長 江崎 保男 殿

届出者 所 属 :

氏 名 :

印

連絡先 :

応用生態工学会の第12期（ 会長・副会長・理事・監事 ）候補として、下記のとおり届出いたします。

記

1. 候補者（ 会長・副会長・理事・監事 — いずれかに○ ）

（1）氏名 :

（2）所属・役職 :

（3）専門分野 :

2. 推薦人名簿（会長候補及び副会長候補の届出には、正会員5名以上の推薦が必要です）

No.	氏 名	会員番号（正会員）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（推薦人が10名を超える場合は別紙に記載ください）

【別添】

次期役員募集・推薦委員会 規程

[1] 目的

本委員会は、学会規約に基づく次期役員の選出を円滑に行うために設置し、立候補者の募集・受付、候補者の推薦、周知など、次期役員候補の推薦までの手続きを調整する。

[2] 設置と構成

本委員会は、役員改選年ごとに設置し、当該年の総会終了後に解散する。委員長（1名）及び委員（2名以上）は、理事会が指名する会員で構成する。

[3] 立候補者の募集・受付

本委員会が立候補を募る役員は、会長、副会長、理事、監事とする。なお、立候補者の募集・受付の基本的な要領は以下のとおりとし、募集案内や日程等を会員に周知するものとする。

- ・役員候補者は正会員とする。ただし、学会規約第11条及び第14条により、会長、副会長及び監事はこの限りではない。
- ・候補者は、自薦・他薦を問わない。
- ・会長及び副会長については、それぞれの候補者名に正会員5名以上の推薦人の名簿を添えて学会事務局に届ける。
- ・候補者の募集・受付期間は、役員改選年の総会の4ヶ月前～3ヶ月前を基本とする。

[4] 候補者の推薦

本委員会は、候補者の募集・受付期間経過後に、立候補を受け付けた候補者に加えて、必要な場合には、学会規約第10条に規定する人数の範囲内で候補者の推薦を行う。

[5] 周知・投票に関する調整

本委員会は、学会事務局が実施する以下の活動の調整を行う。

- ・学会事務局は、立候補者の募集・受付の要領や推薦人名簿の様式等の必要な書類の周知を、学会ニュースレター及び学会のホームページへの掲載等によって行う。
- ・学会事務局は、立候補者もしくは推薦された次期役員候補者を、総会までに学会ニュースレター及び学会のホームページへの掲載等によって会員に周知する。
- ・学会事務局は、総会において次期役員選出のための投票結果をとりまとめる。なお、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員については、あらかじめ通知された次期役員候補者について投票し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

[6] 総会における報告

本委員会は、学会規約第11条、第12条、第14条、及び第15条に基づく総会での役員の選出が円滑に行われるよう、総会において以下に示す報告等を行う。

- ・次期役員候補者の募集・推薦等の経過の報告

[7] 付則

本規程は、平成21年5月11日より施行する。

本規程は、平成21年8月27日改正し、施行する。

本規程は、平成27年4月1日改正し、施行する。

本規程は、平成29年8月30日改正し、施行する。